

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課（室）名
・道路の区域変更（5 件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始（2 件）	〃
◎ 公 告	
・契約者等	税 務 課
・大規模小売店舗の変更事項届出（3 件）	経 営 支 援 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・落札者等	警察本部会計課
◎ 公安委員会告示	
・機械警備業務管理者講習の実施	生活安全企画課
・警備員等に対する検定の実施	〃

告 示

長崎県告示第457号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 神ノ浦港長浦線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市長浦町字久保3562番地先から 長崎市長浦町字田ノ平2858番1地先まで	前	3.8～9.2	335.8	
	後	6.3～12.5	335.8	

長崎県告示第458号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路 線 名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町元釜字河屋敷200番2地先から 諫早市多良見町元釜字河屋敷168番1地先まで	前	9.6～14.1	29.6	
	後	8.7～13.3	29.6	

長崎県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 上五島空港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町有川郷字後牟田158番2地先から 南松浦郡新上五島町有川郷字上村1076番地先まで	前	10.5～19.7	115.8	
	後	10.5～21.7	115.8	

長崎県告示第460号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道

路 線 名 貝津岳浜ノ畔線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市三井楽町波砂間字穂立目49番19地先から 五島市三井楽町波砂間字穂立目48番地先まで	前	5.7～7.4	10.8	
	後	5.7～7.1	10.8	

長崎県告示第461号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般県道
路 線 名 貝津岳浜ノ畔線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市三井楽町浜ノ畔字高田3156番3地先から 五島市三井楽町浜ノ畔字砂塚3195番2地先まで	前A	6.3～36.7	126.1	
	後A	6.3～36.7	126.1	
	後B	6.3～41.2	134.0	

長崎県告示第462号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 貝津岳浜ノ畔線	五島市三井楽町波砂間字ヘボノ木209番1地先から 五島市三井楽町波砂間字穂立目48番地先まで	令和6年8月23日

長崎県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 貝津岳浜ノ畔線	五島市三井楽町浜ノ畔字高田3156番3地先から 五島市三井楽町浜ノ畔字砂塚3195番2地先まで	令和6年8月23日

公 告**契約者等（公告）**

随意契約の相手方等について、次のとおり公告する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 随意契約に係る特定役務の名称
県税総合システム税制改正対応（法人関係税等）改修業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
長崎県総務部税務課
〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話095-895-2216

- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年7月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
長崎市万才町7-1
日本電気株式会社長崎支店 支店長 川上 隆太
- 5 随意契約に係る契約金額
96,112,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号の規定に該当するため。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
エレナ小江原店
長崎県長崎市小江原町5番1 ほか2筆
 - (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治
長崎県佐世保市大塔町8番地2
 - (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 変更の年月日
令和6年10月1日 ほか
- 2 届出年月日
令和6年7月18日
- 3 関係書類の縦覧
 - (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
 - (2) 縦覧場所
県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

エレナ小江原店

長崎県長崎市小江原町 5 番 1 ほか 2 筆

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社エレナ 代表取締役 中村 憲治

長崎県佐世保市大塔町 8 番地 2

- (3) 変更しようとする事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

②来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (4) 変更の年月日

令和 6 年 10 月 1 日

- 2 届出年月日

令和 6 年 7 月 18 日

- 3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間

公告の日から 4 月間

- (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁 1 階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

- 4 その他

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和 6 年 8 月 23 日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ福田 West

長崎市小浦町 859-18 ほか 26 筆

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

大和リース株式会社

代表取締役 北 哲弥

大阪府大阪市中央区農人橋二丁目 1 番 36 号

株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目 6 番 10 号

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号

ゲートシティ大崎イーストタワー

- (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (4) 変更の年月日

令和 5 年 9 月 1 日

- 2 届出年月日

令和 6 年 8 月 6 日

- 3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）、長崎市経済産業部商業振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、五島振興局上五島支所長から公共測量（3級基準点測量、UAVレーザ測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
南松浦郡新上五島町奈摩郷	令和6年8月26日から 令和7年1月17日まで

落札者等（公示）

落札者等について、次のとおり公示する。

令和6年8月23日

長崎県知事 大石 賢吾

1 業務の名称

警察用船舶「ふくえ」船舶定期検査等整備

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

長崎県警察本部警務部会計課

〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号

3 調達方法

船舶整備

4 契約方法

一般競争入札

5 落札決定日

令和6年8月1日

6 落札者

長崎県佐世保市相浦町1755番地

有限会社 中里造船所 代表取締役 中里 俊彦

7 落札価格

¥63,400,000—（消費税及び地方消費税を含まない。）

8 入札公告日

令和6年6月21日

9 落札方式

最低価格

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第39号

警備業法（昭和47年法律第117号）第42条第2項第1号の規定に基づき、機械警備業務管理者講習（以下「講習」という。）を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第13条において準用する講習規則第2条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和 6 年 8 月 23 日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 実施期日

令和 6 年 10 月 16 日（水）から同月 18 日（金）までの 3 日間

2 実施場所

長崎市桜町 9 番 6 号

長崎県勤労福祉会館

3 受講定員

20 人

4 受講申込手続

(1) 申込期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から同月 11 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで（午後 0 時から午後 1 時までを除く。）の間。ただし、受講定員に達した時点で申込みの受付を締め切る。

(2) 申込場所

次に掲げる場所に、受講者本人が申し込むこと。郵送による申込みは、受け付けない。

なお、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講者本人の委任状を持参すること。

ア 長崎県内に住所を有する者は、その住所地を管轄する警察署

イ 長崎県内の営業所に属する警備員は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

ウ ア及びイ以外の者は、長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係

(3) 提出書類

受講申込書（申込前 6 か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真を貼付したもの） 1 通

5 講習手数料及び納付方法

(1) 講習手数料

39,000 円

(2) 納付方法

受講申込時に、長崎県収入証紙により納付すること。

なお、受講申込の受付後は、納入された講習手数料は返還しない。

6 講習の委託先の名称及び所在地

一般社団法人長崎県警備業協会

長崎市万屋町 2 番 21-211 号

7 その他

(1) 講習関係

ア 講習初日の受付時間は、午前 8 時 30 分から午前 8 時 45 分までとする。

なお、受付時には、運転免許証等の身分証明書を提示すること。

イ 講習最終日に修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。

ウ 合格発表は、修了考査終了後、即日本人に対して行う。

(2) 問合せ先

ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3186）

長崎県公安委員会告示第40号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年8月23日

長崎県公安委員会委員長 安部 恵美子

1 検定を行う警備業務の種別ごとの試験の別、日時及び場所

(1) 貴重品運搬警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和6年11月27日（水）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和6年12月19日（木）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 施設警備業務1級

試験の別	日 時	場 所
学科試験	令和6年11月27日（水）午前9時から 午後0時まで	長崎県長崎市尾上町3番3号 長崎県警察本部
実技試験	令和6年12月20日（金）午前9時から 午後0時まで	福岡県北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 検定予定人員

各種別とも5人

3 受検資格

(1) 貴重品運搬警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 貴重品運搬警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、貴重品運搬警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 施設警備業務1級

長崎県内に住所を有する者又は長崎県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するものとする。

ア 施設警備業務2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、施設警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 長崎県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定試験内容

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

(㍿) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(㍿) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 検定の方法

学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申 請 期 間	申 請 時 間	申 請 先
令和 6 年 9 月 2 日（月）から同月 11 日（水）まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。	午前 9 時から午後 4 時まで。 ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く。	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1 通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1 通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか 1 通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1 通

エ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉

オ 貴重品運搬警備業務 1 級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1 通

(ア) 3(1)アの受検資格に該当する場合は、貴重品運搬警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び 3(1)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(1)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第 8 条第 2 号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

カ 施設警備業務 1 級の受検者については、ア～エのほか次に掲げるいずれかの書面 1 通

(ア) 3(2)アの受検資格に該当する場合は、施設警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び 3(2)アに該当する者であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

(イ) 3(2)イの受検資格に該当する場合は、検定規則第 8 条第 2 号の規定により長崎県公安委員会が交付した書面

6 検定手数料及び納付方法

- (1) 検定手数料
各種別とも16,000円
- (2) 納付方法
検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 7 合格発表
各検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 8 その他
 - (1) 検定の共同実施
この検定は、長崎県公安委員会及び福岡県公安委員会が共同で実施する。
 - (2) 持参する物
検定当日は、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカー有り。）すること。
 - (3) 問合せ先
 - ア 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
 - イ 長崎県警察本部生活安全部生活安全企画課許可業務指導室営業第二係（電話 095-820-0110 内線 3186）

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一
二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クブリン
宏ト
弥ト